

平成24年(ワ)第206号、同第543号 柏崎刈羽原子力発電所運転差止請求事件

原告 吉田隆介ほか189名

被告 東京電力株式会社

## 再々求釈明の申立書

平成25年8月30日

新潟地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 和田 光 弘

同 小 泉 一 樹

同 高 野 義 雄

同 松 永 仁

同 近 藤 正 道

同 大 澤 理 尋

同 海 津 諭

同 坂 西 哲 昌

ほか

原告らは、「敷地内及び敷地近傍の活断層」について詳論する予定であるが、争点を明確にする必要性から、裁判所に対し、被告に次のとおり再々度の釈明をされるよう申立てる。

## 1 求釈明事項

被告は、被告が作成した「柏崎刈羽原子力発電所 安田層の堆積年代に関する地質調査 報告書」（平成25年4月18日付）（以下、「報告書」という。）及び「柏崎刈羽原子力発電所 安田層の堆積年代に関する地質調査の概要」（平成25年4月18日付）（以下、「概要書」という。）の内容を踏まえて、本件訴訟において、現時点において、安田層の堆積年代について、以下のとおり主張するのか否かを、次回口頭弁論期日の前日（平成25年9月11日）までに、明らかにされたい。なお、以下のとおり主張しないと回答する場合は、その理由も明らかにされたい。

- ① 安田層は、海洋酸素同位体ステージ（MIS）10からMIS7とMIS6の境界付近の時期にかけて（すなわち約35万年前から約20万年前にかけて）堆積した地層である。
- ② 安田層には、MIS5e（約12.5万年前）の堆積物を含んでいない。
- ③ 被告準備書面(2)において、安田層上部の堆積年代を約13ないし12万年前である旨主張していたが、その主張を撤回し、新たに上記①②のとおり主張する。
- ④ 安田層の堆積年代について上記①②③のように主張する理由は、報告書及び概要書に記載してあるとおりである。

## 2 求釈明の理由

- (1) 本件においては、本件原発敷地内に存在する断層が活断層であるか否かが重要な争点となっている。

ある断層が活断層であるか否かを判定するためには、その断層が過去のどの時期に活動したのかを特定する必要がある。断層の活動時期を特定するためには、その断層の活動によって変位が生じた地層の堆積年代を特定する必要がある。

本件原発が建設された西山丘陵南部地域に堆積している地層の1つである安田層は、最も新しい地質時代である第四紀の後半に堆積した地層であり、その地層が変位しているか否かが活断層の判定に当たって重要な意味をもつ地層である。本件原発敷地内に存在する $\alpha \cdot \beta$ 断層、V系断層、L系断層、F系断層は、いずれも安田層の中まで断層が延びており、安田層を変位させていることが確認されている。また、本件原発敷地を貫いている真殿坂断層については、今後、同断層が安田層を変位させているか否かが重大な争点となることが予想される。

したがって、安田層の堆積年代がいつなのかということは、本件原発敷地内に存在する断層が活断層であるか否かを判断する上で極めて重要な意味を持っている。

(2) 被告は、被告準備書面(2)において、安田層の上部によって構成される段丘面(安田面)が南関東における下末吉面(MIS 5e; 約13ないし12万年前)に対比されると主張し(67頁)、安田層上部の堆積年代が約13ないし12万年前である旨主張していた。

但し、その一方で、被告は、同準備書面において、安田層の堆積年代をより精緻に把握することを目的とした地質調査(ボーリング調査及び試料分析等)を実施中であるとも述べていた(95頁)。

(3) 被告は、平成25年4月18日、報告書及び概要書を公表した。

(4) 原告は、平成25年6月7日付求釈明申立書により、①前記地質調査の実施の有無、②その調査による結論の内容、③その調査の結論を踏まえて被告準備書面(2)における主張内容を変更するか否か、変更するのであればその内容、の3点について

て釈明を求めた。

これに対し、被告は、平成25年7月1日付書面により、①については、地質調査を実施したと回答したが、②及び③については、報告書及び概要書の項目及び頁を示して「参照されたい。」と述べるだけで、被告の主張として報告書及び概要書を引用するのか否か、報告書及び概要書を証拠として提出するのか否かも明確にしない回答をした。

- (5) そこで、原告は、平成25年7月25日付再求釈明申立書により、あらためて、①地質調査の結果、安田層の堆積年代について、どのような結論が得られたのか、②その結論によって、被告準備書面(2)における主張内容に変更がなされるのか、の2点について釈明を求めた。

これに対し、被告は、平成25年8月12日付書面により、「被告は、必要に応じ、①及び②に関する主張を検討していくが、その主張の時期は現時点においては未定である。」との回答を行ったのみで、求釈明事項の内容に関する回答を行っていない。

- (6) しかし、報告書及び概要書が公表されてから既に4か月以上経過しているのであるから、その内容を踏まえて、本件訴訟において、安田層の堆積年代について、現時点において、被告としてどのように主張するのかを明確にすることができない理由がないことは明らかである。被告が現在も安田層の堆積年代について調査継続中であるならば、その調査結果が得られた時点で、あらためてその結果に基づく主張をすればよいだけのことであり、調査を継続することは、現時点における訴訟上の主張を明確にしないことの理由とはならない。

にもかかわらず、安田層の堆積年代について明確な主張を行わず、「主張の時期は未定である。」などと述べる被告の訴訟態度は、本件訴訟の迅速な進行を妨げ、本件訴訟の長期化を図ろうとするものであって、極めて不当な訴訟態度であるといわざるを得ない。

- (7) 概要書22頁には、地質調査の結果、「敷地の安田層は、M I S 1 0に始ま

りMIS 7～MIS 6に至る海水準が徐々に低下した時期（約20万年前）にかけて堆積した中期更新世の地層であり、MIS 5 eの堆積物を含まず、MIS 5 eの離水期に降下した中子軽石層を上面に挟在する大湊砂層に、不整合に覆われることを確認した。」と明記されており（別紙参照）、概要書21頁には、「既往評価」と「今回の評価」を比較する記載がなされており、かつ、「敷地の安田層の堆積時期は、MIS 10からMIS 7とMIS 6の境界付近であると考えられ、敷地内の断層はその安田層中で止まっていることから、安田層堆積終了以降、すなわち約20万年前以降の活動は認められない。」と記載されている（別紙参照）。そして、報告書13頁及び20頁以下においても概要書と同趣旨の内容が記述されている。

概要書21頁に「既往評価」として記載されている内容は、被告準備書面(2)における主張内容と同じであると解される。

したがって、概要書及び報告書の内容を踏まえるならば、被告は、本件訴訟において、現時点において、安田層の堆積年代について、下記のとおり主張すべきことにならなければならない。

#### 記

- ① 安田層は、海洋酸素同位体ステージ(MIS) 10からMIS 7とMIS 6の境界付近の時期にかけて（すなわち約35万年前から約20万年前にかけて）堆積した地層である。
  - ② 安田層には、MIS 5 e（約12.5万年前）の堆積物を含んでいない。
  - ③ 被告準備書面(2)において、安田層上部の堆積年代を約13ないし12万年前である旨主張していたが、その主張を撤回し、新たに上記①②のとおり主張する。
  - ④ 安田層の堆積年代について上記①②③のように主張する理由は、報告書及び概要書に記載してあるとおりである。
- (8) 被告が報告書及び概要書を公表してから4か月以上経過しているのであるから、

前記求釈明事項に対する回答の準備期間としては、2、3日もあれば十分である。したがって、被告が、次回口頭弁論期日の前日（平成25年9月11日）までに、前記求釈明事項に対して回答することは、容易になし得ることである。

(9) よって、原告らは本件再々求釈明の申立をする次第である。

以

上